

参考資料

令和3年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 97 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例	1
議案第 98 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	11
議案第 99 号	堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	13

< 議案第 97 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例 >

堺市市税条例（昭和 41 年条例第 3 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p><u>（軽自動車税の課税免除等）</u></p> <p><u>第 54 条 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>（1）商品である軽自動車等（第 59 条第 1 項に規定する申告がなされている軽自動車等を除く。）で使用しないもの</u></p> <p><u>（2）日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの</u></p> <p><u>2 前項第 2 号の規定に該当する軽自動車等の所有者は、当該軽自動車等を所有した日から 15 日以内に、次に掲げる事項を記載した課税免除申請書に、同号の規定に該当する事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）所在地及び名称</u></p> <p><u>（2）賦課年度</u></p> <p><u>（3）課税免除を受けようとする軽自動車等の車両番号又は標識番号</u></p> <p><u>（4）該当する課税免除に関する規定及び当該規定に該当する事由</u></p> <p><u>3 前項の課税免除申請書に記載した事項に異動を生じた場合は、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p><u>第 54 条 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>（種別割の課税免除）</u></p>

(種別割の税率)

第55条 (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第56条 (略)

第57条 削除

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 新たに原動機付自転車及び小型特殊自動車(以下この条において「原動機付自転車等」という。)に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第59条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の提示(市長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。第5項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受け、その車体に常時取り付けていなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、第59条第2項の申告書を提出する際、前項の標識を返納しなければならない。

第55条 商品である軽自動車等で使用しないものに対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第56条 (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第57条 (略)

(削る)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下この条において「原動機付自転車等」という。)に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第59条第1項の申告をする際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示(市長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条若しくは第54条又は第53条第3項ただし書の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課

3 原動機付自転車等の標識の交付を受けた者は、その標識を譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

4 原動機付自転車等の標識の交付を受けた者は、標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、標識の再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

5 法第445条又は第54条第1項第2号の規定の適用を受ける原動機付自転車等の所有者は、市長に対し、前条の規定による届出をする際、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受け、その車体に常時取り付けていなければならない。この場合標識の取扱いについては第2項、第3項及び第4項本文の規定を準用する。

6 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等を試乗又は回送する場合においては、市長に対し、その旨を記載した申告書を提出し、試乗標識の交付を受け当該原動機付自転車等の車体に着ししなければならない。この場合標識の取扱いについては第3項及び

されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第54条又は第53条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 前2項の規定により交付を受けた標識は、次項又は第5項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

4 第1項の標識の交付を受けた後において当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第59条第2項の申告をする際、その標識を返納しなければならない。

5 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から30日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

6 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、標識の再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償

第4項の規定を準用する。

7 前項の標識の交付を受けた販売業者は、当該標識の必要がなくなった場合は、直ちに、これを市長に返納しなければならない。

(種別割の減免に関する申請等)

第63条 (略)

2 前条第2項の規定の適用を受けようとする者が前項の申請をする場合は、同項第4号の事由の記載において、他の減免に関する規定との均衡上又は公益上特別の事情があるため種別割の減免を受けることが相当である理由を明らかにしなければならない。

3～5 (略)

附 則

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第14条第1項の規定によ

金として、200円を納めなければならない。

7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

8 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等を試乗し、又は回送する場合においては、市長に対し、その旨を記載した申告書を提出し、試乗標識の交付を受け、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。この場合における試乗標識の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

9 前項の試乗標識の交付を受けた販売業者は、当該試乗標識の必要がなくなった場合は、直ちに、これを市長に返納しなければならない。

(種別割の減免に関する申請等)

第63条 (略)

2 前条第3項の規定の適用を受けようとする者が前項の申請をする場合は、同項第4号の事由の記載において、他の減免に関する規定との均衡上又は公益上特別の事情があるため種別割の減免を受けることが相当である理由を明らかにしなければならない。

3～5 (略)

附 則

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の2 令和3年改正法附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則

り、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ) a	
第2号ア(ウ) b	

(令和2年度分から令和5年度分までの軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条の3の規定は適用しない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第56条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ) a	
第2号ア(ウ) b	

(令和2年度分から令和5年度分までの軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ) a	
第2号ア(ウ) b	

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第5.5条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第5.5条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ) a	
第2号ア(ウ) b	

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第5.5条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第5.5条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ) a	
第2号ア(ウ) b	

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第5.6条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第5.6条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ) a	
第2号ア(ウ) b	

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第5.6条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第5.6条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ) a	
第2号ア(ウ) b	

- 4 第1項に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第5.5条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第5.5条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 5 第1項に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第5.5条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第5.5条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第5.5条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ) a	
第2号ア(ウ) b	

- 4 第1項に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第5.6条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第5.6条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 5 第1項に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第5.6条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第5.6条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第5.6条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4

年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）新旧対照表（第2条関係）

現行			改正後（案）		
<p>附 則（平成26年6月25日条例第28号） （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>4～7 （略）</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る堺市市税条例第55条及び同条例附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則（平成26年6月25日条例第28号） （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>4～7 （略）</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る堺市市税条例第56条及び同条例附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第55条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円	第56条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第55条第2号ア (ウ) a	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円	第56条第2号ア (ウ) a	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円
第55条第2号ア (ウ) b	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円	第56条第2号ア (ウ) b	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円
附則第18条の表以外の部分	第55条	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条	附則第18条の表以外の部分	第56条	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第56条
附則第18条の表第2	第2号ア（イ）	堺市市税条例の一部を改	附則第18条の表第2	第2号ア（イ）	堺市市税条例の一部を改

号ア（イ）の項		正する条例（平成26年 条例第28号）附則第8 項の規定により読み替え て適用される第55条第 2号ア（イ）	号ア（イ）の項		正する条例（平成26年 条例第28号）附則第8 項の規定により読み替え て適用される第56条第 2号ア（イ）
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第18条の表第2 号ア（ウ）aの項	第2号ア（ウ）a	堺市市税条例の一部を改 正する条例（平成26年 条例第28号）附則第8 項の規定により読み替え て適用される第55条第 2号ア（ウ）a	附則第18条の表第2 号ア（ウ）aの項	第2号ア（ウ）a	堺市市税条例の一部を改 正する条例（平成26年 条例第28号）附則第8 項の規定により読み替え て適用される第56条第 2号ア（ウ）a
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
附則第18条の表第2 号ア（ウ）bの項	第2号ア（ウ）b	堺市市税条例の一部を改 正する条例（平成26年 条例第28号）附則第8 項の規定により読み替え て適用される第55条第 2号ア（ウ）b	附則第18条の表第2 号ア（ウ）bの項	第2号ア（ウ）b	堺市市税条例の一部を改 正する条例（平成26年 条例第28号）附則第8 項の規定により読み替え て適用される第56条第 2号ア（ウ）b
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

< 議案第 98 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 >

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、出産育児一時金として 1 児につき <u>404,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 30,000 円を上限として加算するものとする。</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、出産育児一時金として 1 児につき <u>408,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 30,000 円を上限として加算するものとする。</p>

<議案第99号 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例>

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第9号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2（第10条、第23条関係）			別表第2（第10条、第23条関係）		
1 基本料金			1 基本料金		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
プレイホール	全日	19,480円	プレイホール	全日	19,480円
集会室	全日	9,100円	集会室	全日	9,100円
特別活動室	全日	9,100円	特別活動室	全日	9,100円
			体育室	全日	17,900円
			グラウンド	1時間	1,030円
2～4（略）			2～4（略）		

**令和3年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

令和3年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-21-0084

